

人事院会議議事録

会議日

令和8年6月18日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (公平審査局)
役田局長、守山審議官、植田首席審理官、平田審理官
高橋審理官、大鍛治事務官

議題

- 2-1 給与審査申立事案に関する決定
令和7年第19号事案
申立内容：令和6年12月期の勤勉手当の成績率をより上位に決定すること
- 2-2 給与審査申立事案に関する決定
令和7年第20号事案
申立内容：令和7年4月1日付け初任給をより上位の級号俸に決定すること
- 2-3 給与審査申立事案に関する決定
令和7年第30号事案
申立内容：令和7年4月1日付けの採用に伴う単身赴任手当を認定すること

議事の概要

- 議題「令和7年第19号事案」について、担当局から、令和6年12月期の勤勉手当の成績率の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。
同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題「令和7年第20号事案」について、担当局から、令和7年4月1日付け初任給の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。
これに対して、川本総裁から、転職が珍しいことでなくなり、多様な人材が公務に中途採用される中、民間企業における職務経歴を評価するに当たって、在職証明書以外に在職を証明できるものがあるのか、あるとすればどのような方法が考えられるか、など労働市場の変化に対応して適切な方法を検討する必要がある

との意見があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題「令和7年第30号事案」について、担当局から、単身赴任手を不支給とする決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。